

桑名市議会基本条例

平成23年10月6日

条例第25号

改正 平成25年2月27日条例第8号

平成28年12月28日条例第51号

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 議会及び議員の活動原則（第4条—第6条）
- 第3章 市民と議会の関係（第7条—第10条）
- 第4章 議会と市長等との関係（第11条—第15条）
- 第5章 議会運営（第16条・第17条）
- 第6章 議会の機能強化（第18条—第22条）
- 第7章 議員定数及び議員報酬等（第23条・第24条）
- 第8章 議会改革及び体制整備（第25条—第27条）
- 第9章 見直し手続き（第28条）

附則

（前文）

近年、地方分権改革の大きな流れの中で、地方自治体の責任領域が拡大し、住民に身近な行政の果たすべき役割は従来に増して大きくなってきている。これに伴い、住民自治の根幹をなす地方議会が果たすべき役割と責任は、一層その重要性を増している。

桑名市議会は、直接選挙で選ばれた議員の合議体であり、憲法に定められた二元代表制のもとで、市民の負託に応える責務を負っている。また、団体意思の決定機関、及び執行機関を監視する機関としての役割を担っており、市長その他の執行機関と相互に均衡と抑制のとれた関係を保ちながら、議会機能のさらなる充実と強化が求められている。

このため、議会は、地域の人々が築き上げてきた多様な地域資源などの特性を重視し、市民の広範な意見の把握に努め、議員同士の自由闊達な議論を展開しながら、多様化する市政の諸課題を解決する使命を担っている。また、これまで「開かれた議会」を目指し、継続して議会の活性化を図るために様々な改革に努めてきたところであるが、さらに議会諸活動への市民参加の促進と積極的な情報提供を行い、市民に信頼される議会に向けた取り組みを推進しなければならない。

よって、議会は、二元代表制の特性を活かし、不断の議会改革を進めながら、憲法に掲げる地方自治の本旨の実現に邁進することを決意し、ここに「桑名市議会基本条例」を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会及び議員の活動原則、市民と議会の関係、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係等について明らかにするとともに、公平かつ公正で透明な議会運営を実現するための基本的な事項を定め、市民福祉の向上と市政の健全な発展に寄与することを目的とする。

(条例の位置付け)

第2条 この条例は、議会における最高規範として位置付け、議会に関する他の条例、規則等の制定又は改廃をしようとするときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

(議会及び議員の責務)

第3条 議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則等を遵守して議会を運営し、市民の負託に応えなければならない。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第4条 議会は、市民の代表機関として、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市政に関する課題に的確かつ迅速に対応するため、市長等の事務が適正に行われているかを監視し、評価すること。
- (3) 市民の多様な意見をもとに、市政に対する政策立案及び政策提言に積極的に取り組むこと。
- (4) 議員間の自由闊達な議論により、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするよう努めること。

(議員の活動原則)

第5条 議員は、議会を構成する一員として、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 市政の課題全般について、市民の意見をはじめ様々な情報を的確に把握するとともに、調査、研修等を通し、自らの資質向上に努めること。
- (2) 市民を代表する機関を構成する者として、個別的事案の解決だけでなく、広い視野を持って市民全体の福祉の向上を目指すこと。
- (3) 議会活動を最優先するよう努めること。

(会派)

第6条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、市政に対して同一の理念を有する議員で構成し、活動を行うことを基本とする。
- 3 会派内においては、活発に情報交換を行い、情報を共有するものとする。
- 4 議会における議会運営及び政策立案等に当たっては、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

第3章 市民と議会の関係

(情報提供及び公開)

第7条 議会は、多様な広報手段を活用することにより、本会議及び委員会等の活動も含め、議会の活動に関する情報を積極的に提供するものとする。

- 2 議会は、全ての会議を原則として公開するものとする。

(請願及び陳情)

第8条 議会は、請願及び陳情を市民による政策提言と位置付け、その審議及び調査に当たっては、必要に応じ、参考人として意見を聴くものとする。

- 2 請願及び陳情の取扱いに関することは、別に定める。

(意見交換の場)

第9条 議会は、市民の意見を反映し市民参加の機会を拡充するため、市民との意見交換の場を多様に設けるものとする。

- 2 前項の規定による意見交換の場に関することは、別に定める。

(議決責任)

第10条 議会は、議決責任を深く認識するとともに、議会としての意思決定又は政策決定等に関し、市民に対して説明する責務を有する。

第4章 議会と市長等との関係

(市長等との関係)

第11条 議会は、二元代表制のもと、市長等と常に緊張関係を保持し、事務の適正な執行を確保するため、厳正な監視及び評価を行い、政策立案、政策提言等を通じて、市政の発展に努めなければならない。

(議論の充実)

第12条 議会の会議における議員と市長等の質疑応答は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。

- 2 議長から本会議又は委員会に出席を要請された市長等及びその職員は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問等に対し反問することができる。

(政策等の形成過程の説明要求)

第13条 議会は、市長等が提案する重要な政策等に対し、政策形成過程の透明性を図るため、次に掲げる事項に関する必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策等の提案に至った経緯及び理由
- (2) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (3) 市民参加の実施の有無とその内容
- (4) 総合計画との整合性
- (5) 財源措置
- (6) 将来にわたるコスト計算

2 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めるものとする。

(資料要求)

第14条 議員は、本会議等における討議に資するため、市長等に対し、その執行する事務に関する資料を求めることができる。

(閉会中の文書による質問)

第15条 議会は、閉会中に特に緊急を要する事案が発生した場合、議長と協議の上、市長等に対し文書で質問を行い、文書による回答を求めることができる。

2 前項の文書による質問及び回答は、市民に公表するものとする。

第5章 議会運営

(議会運営)

第16条 議会は、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

2 議会は、委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条第12項に規定する協議又は調整の場における議案の審査等の際には、議員間の合意形成又は議論の過程を明確にするため、積極的に議員相互間の自由討議に努めるものとする。

3 議会は、市民に分かりやすい言葉、表現等を用いた議会運営に努めなければならない。

(委員会)

第17条 議会における法第109条に規定する委員会は、それぞれの目的に応じ、事案の専門性、特性等を考慮の上、適切に設置されるとともに、その機能が十分発揮されるよう運営されなければならない。

2 委員会は、市民の意見を把握するため、必要に応じ、公聴会及び参考人の制度を活用するものとする。

3 委員会は、地域住民に関わりが深く、かつ関心の高い事案については、必要に応じて当該地域において開催することができるものとする。

第6章 議会の機能強化

(議決事件の拡大)

第18条 議会は、議事機関としての機能強化のため、法第96条第2項の規定により、議決事件の拡大について検討するものとする。

2 前項の規定による議決事件に関しては、別に条例で定める。

(調査機関等の設置)

第19条 議会は、市政の課題に関する調査又は検討のため必要があると認めるときは、議決により、専門的知見を有する者で構成する調査機関等を設置することができる。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関等に議員を構成員として加えることができる。

3 第1項の調査機関等に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(議員研修の充実強化)

第20条 議会は、議員の資質向上を図るため、学識経験を有する者を招いて講習会を開催するなど、議員研修の充実及び強化に努めるものとする。

(予算の確保)

第21条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を充実するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

(政務活動費)

第22条 桑名市議会政務活動費の交付に関する条例(平成23年桑名市条例第15号)の規定により政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、政務活動費を有効に活用し、政策提言等に活かすよう積極的に市政に関する調査研究を行わなければならない。

2 政務活動費については、活動報告書及び証拠書類を常に公開すること等により、その使途の透明性を図るものとする。

第7章 議員定数及び議員報酬等

(議員定数及び議員報酬)

第23条 議員定数及び議員報酬に関しては、別に条例で定める。

2 議員定数及び議員報酬の条例改正案を提出しようとするときは、法第74条第1項の規定による直接請求による場合又は市長が提出する場合を除き、原則として議員が基準等明確な改正理由を付して提案するものとする。

3 前項の提出に当たっては、市民等の意見を聴取するため、公聴会及び参考人の制度等を十分に活用するものとする。

(議員の政治倫理)

第24条 議員は、市民全体の代表として、市政に携わる権限と責務を深く自覚し、高い倫理観を保持し、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員の政治倫理に関することは、別に条例で定める。

第8章 議会改革及び体制整備

(議会改革の推進)

第25条 議会は、継続的に議会改革に取り組むため、必要に応じて議員で構成する検討

組織を設置する。

(議会事務局)

第26条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実及び強化、並びに組織体制の整備を図るものとする。

(議会図書室)

第27条 議会は、議員の調査研究に資するために、議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その機能の強化に努めるものとする。

第9章 見直し手続き

(見直し手続き)

第28条 議会は、この条例の施行後、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的等が達成されているかどうかを検証し、その検証結果に基づき、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、平成23年12月1日から施行する。

附 則 (平成25年2月27日条例第8号)

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

附 則 (平成28年12月28日条例第51号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。